

SoloTime 京都 サービスオフィス 利用規約

第1条（目的）

本規約は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）と SoloTime 京都（以下「本施設」という。）のサービスオフィス（以下「本サービス」という。）を利用する者（以下「会員」という。）の間の SoloTime 京都サービスオフィス利用契約（以下「本契約」という。）の内容を定めるものである。当社は、会員が遵守すべき規則として、本規約および関連諸規則を定め、かつ適宜変更することができ、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第2条（改定・変更）

当社は、当社が必要と判断した場合には、事前に会員の承諾を得ることなく、本規約および関連諸規則の全部または一部を改定および変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを異議なく承諾する。この場合には、当社が適当と認める方法により、本規約および関連諸規則を変更する旨ならびに変更後の本規約および関連諸規則の内容および変更の効力発生時期を会員に対して周知するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、キャンペーンおよびイベントの実施等により本サービスの内容、事務手数料、利用料ならびに付帯サービスの利用料等を、本規約等を改定することなく一時的に変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを異議なく承諾する。

第3条（本契約の性質等）

当社が運営する本施設は、常に当社が占有し管理するものであり、本契約は、会員が、当社が指定する利用時間帯に限り、本施設等の利用提供を受ける契約とする。

2. 会員および会員に附随する者として当社から本施設の利用を認められた者（以下「利用者」という。）は、本契約が、一般の賃貸借契約とは異なり、当社および第三者に対して本施設の占有権、借家権、賃借権およびその他通常の建物賃貸借契約によって発生するいかなる権利も主張することができないこと、ならびに本契約につき借地借家法の適用がないことを、確認する。会員による一時利用は、商取引として、ホテルの宿泊契約と同等の性質を有する。
3. 当社と本施設オーナーとの間に締結された賃貸借契約、および当社が本規約に優先するものとして本施設の利用、管理等について締結する他のいかなる契約上の規定も、本契約に対し常に優先される。

第4条（会員）

会員とは、当社が定める所定の入会手続きを完了し、当社と本契約を締結した法人（以下「法人会員」という。）または個人をいう。

2. 会員は、本施設に加え、（別紙1）に定める当社の業務提携先が運営し SoloTime に提供する施設（以下、「提携施設」という。）を利用できるものとする。

第5条（入会資格）

次の各号に定める全ての事項（個人については第（4）号を除く）を満たす者に限り、入会資格を有するものとする。なお、法人会員については、第（2）号および第（3）号については、本契約担当者（当該法人のために本契約を締結する者をいう。以下同じ。）についてこれらを満たす者に限り、入会資格を有するものとする。

- (1) 法人または個人で、本規約を承諾および遵守する者
 - (2) 原則として、満 20 歳以上の者
 - (3) 以下に記載する書類のうち、①から③のうちいずれか 1 点および当該書類以外の書類 1 点を対面で提示し、かつ、写しを提出することができる者
 - ①運転免許証【両面】（原本）
 - ②2020 年 2 月 3 日以前申請パスポート【顔写真、所持人記入欄】（原本）
※2020 年 2 月 4 日以降は所持人記入欄ないため受付不可
 - ③マイナンバーカード【表面】（原本）
 - ④健康保険証【両面】（原本）
 - ⑤住民票【発行後 3 か月以内】（写し）
 - (4) 法人会員として入会を希望する場合には、以下に記載する①および②を対面で提示および提出し、かつ、③および④を提出できる者（①、②については当社が確認する日前 6 か月以内に作成されたものに限る）
 - ①履歴事項全部証明書（原本）
 - ②印鑑登録証明書（原本）
 - ③事業内容調査票
 - ④本契約担当者が正当な取引権限を有することを示すもの（委任状等）
 - (5) その他、当社が入会を相応しいと判断した者
2. 前項に加え、当社による所定の審査を経て入会を認めた者に限り入会資格を有するものとする。
 3. 入会時に支払われた入会金等は、退会時、本会の廃止時にも一切返還されない。
 4. 入会を希望する者が暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）に該当する場合、暴力団等に支配されている場合および暴力団等と何らかの関係を有している場合には、入会は認められない。

第 6 条（入会手続き）

入会手続きは以下のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、当社または当社が本施設の運営に関する業務の全部もしくは一部を委託した者（以下、総称して「当社等」という。）のスタッフの案内のもと、本施設を見学する。
- (2) 入会を希望する者は、前号の見学の後、当社指定の申込書に必要事項を記入し提出することにより、本契約を申し込むものとする。
- (3) 前号の申し込み後すみやかに本規約第 5 条第 1 項第（3）号に規定する書類の対面提示および写しの提出を行うものとし、当該希望者が法人の場合は当該対面提示および写しの提出に加えて、同項第（4）号に規定する書類の対面提示および提出を行うものとする。

- (4) 当社は、本項第(2)号の申し込み後に審査を行い、審査完了後、入会を希望する者に審査の結果を通知するとともに、本規約第14条第1項に定める入会金、事務手数料等、セキュリティカード発行手数料、入会希望日の属する月および翌月のオフィス利用料金ならびに本規約第15条第10項に定めるオプション料金(オプション料金については、オプション利用希望者のみ)の金額を通知する。会員は、通知された金額について利用開始前までに第15条第7項に定める方法により支払う。ただし、年齢、支払い方法、諸般の事情等により、審査の結果、入会を認めないことがある。
- (5) 当社は、会員に対し、所定の手続きなどすべてが完了した後、利用開始前までに入館に必要な利用権限を付与したセキュリティカードを貸与するとともに会員ID・二次元コードを発行する。

第7条(会員の権利義務)

会員は、本契約に基づき、本施設および提携施設を、会員個々の事業などの執務場所および作業の為のスペースとして、当社が指定した時間帯および当社が認めた範囲において利用することができる。

2. 当社は、会員に本施設および本施設に付随するサービス(個室(有料・無料あり)、会議室、Wi-Fi、ロッカー、複合機、無料のお菓子・飲料等を指す。以下、本施設とあわせて「本施設等」と総称する。)を提供し、会員は本規約および関連諸規則に従って本施設等を利用することができる。
3. 当社は、前項に規定する権利を除き、第3条に記載のとおり、会員に対して、本施設等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を認めるものではなく、会員は賃借権や占有権を主張できない。提携施設についても同様とする。
4. 当社は、会員に対して利用を許諾した本施設内のスペース(以下「利用オフィス」という。)を、当社の判断により本施設内の別の利用オフィスに自由に変更することができ、会員はこれを承諾する。この場合、当社は会員に対して、1ヶ月間の予告期間をもって事前に通知するものとする。当該通知を受けた会員は、当該通知において示された期限までに、新たに当社によって位置を指定された利用オフィスに移動する。なお、当該移動により発生した費用の負担については、協議して決定する。
5. 会員は、利用オフィスを、第1項に定める目的以外の目的に利用してはならない。また、会員は、原則として、利用オフィスへの新たな家具の設置、利用オフィスの改造、模様替え等窓、壁もしくは他の何らかの場所の原状を変更することはできない。
6. 会員は、本施設等および本施設等が所在する建物(以下「本建物」という。)の共用部分を、他会員および第三者の利用を妨げることなく、善良なる管理者の注意をもって利用するものとし、本規約の他、本建物の館内細則その他本建物の管理上定められた事項等の関連諸規則を遵守しなければならない。
7. 会員は、本規約に定めた利用料金の支払いその他関連諸規則に定める会員の債務を履行しなければならない。
8. 会員は、当社に届け出た事項について変更が生じた場合、速やかに所定の書面をもって当社に当該変更の届出を行い、変更後の内容による会員契約の継続について当社による所定の審査を受けるものとする。変更の届出を遅延し、または怠ったことにより会員に生じた不利益について、当社は一切の責任を負わないものとし、会員はあらかじめこれを異議なく承諾する。
9. 会員は、本契約に関する権利の全部または一部について第三者に譲渡もしくは貸与または質権等の担保を設定することは出来ない。

10. 会員は、会員以外の当社が指定する第三者が本施設等を利用することがあることを予め承諾するものとする。
11. 会員は、本契約および本規約等を遵守しなければならない、利用者および会員の代理人、使用人、請負人、訪問者、顧客その他利用者以外の会員の関係者等（以下「会員のゲスト」という。）に対しても遵守させなければならないものとする。

第8条（契約期間）

本契約の契約期間は、利用開始日から1年を加えた月の末日までとする。

2. 本契約期間満了の2ヶ月前までに本契約の解約の申し出がなく、当社が引き続き会員の施設利用を認める場合に限り、本契約期間と同じ期間、契約は自動的に延長されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

第9条（期間内解約）

会員は、本契約期間中であっても、当社に対して書面による解約の申し入れをすることにより、申し入れ日の翌々月末日をもって本契約を終了することができる。ただし、会員は、会員が支払う毎月の利用料金とは別に、解約を申し入れた月および解約を申し入れた月の前月分のオフィス利用料およびオプション料金の合計額ならびに本規約第29条に定める明け渡しおよび退去清掃等を終えた日まで本規約に基づき発生した費用を当社に支払うことにより、本契約を即時解約することができる。

2. 会員は、当社の書面による承諾なくして解約の申し入れを撤回し、または解約日を変更することはできない。

第10条（セキュリティカードの貸与）

第6条に定める所定の入会手続きがすべて完了した後、当社は利用権限を付与したセキュリティカードを会員および利用者の数だけ発行し、会員および利用者に対して一時的に貸与するものとする。

2. 当社は、会員および利用者の数に応じた枚数のみセキュリティカードを貸与するものとし、会員および利用者はセキュリティカードを自己以外の者に使用させ、または貸与等をしてはならないものとする。
3. 会員は、貸与されたセキュリティカードの紛失、盗難または破損が生じた場合、当社に対して直ちに届出を行わなければならない。また、会員は所定の発行手数料を当社等に対して支払わなければならない。
4. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、ただちに貸与されたセキュリティカードを当社に返却しなければならない。
 - ① 本契約が終了したとき。
 - ② その他当社がセキュリティカードの返却を求めたとき。なお、この場合、当社は返却を求める理由を示すものとする。

第11条（利用者の届出義務等）

法人会員は、法人会員の従業員を利用者とすることができる。

2. 法人会員は、当社から事前の承認を得た場合に限り、法人会員と資本関係、役員関係および業務関係のある法人の役員もしくは従業員または業務関係にある個人を利用者とすることができる。なお、本項に基づいて当社が承認した利用者は、①本施設の住所および名称を用いて商業または法人登記手続を行うこと、②本施設の住所および名称を、利用オフィス利用者の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物またはホームページ等の電子媒体へ掲載すること、③本施設の住所および名称を郵送物等、宅配物等の宛先とすることはできない。
3. 個人会員は、当社から事前の承認を得た場合に限り、個人会員が雇用する従業員等を利用者とすることができる。なお、当該利用者についても、前項なお書のとおりとする。
4. 会員は、当社に対し、本施設の運営管理上の必要性に基づき利用オフィスの利用者を特定しなければならず、利用開始日までに、当社が指定する利用者名簿に利用者情報を記入して提出しなければならない。なお、利用者名簿に記入なされた者（利用者）以外は、原則として、利用オフィスを使用することはできない。
5. 会員が利用者名簿に記入することができる会員の利用者の人数は、利用オフィスの定員数の2倍までとする。
6. 会員は、本契約の存続期間中において、会員の利用者を変更する場合には、あらかじめ当社に対し、書面によりその旨を通知し、速やかに利用者名簿の記載の変更を行わなければならない。
7. 利用者は、本規約第5条第1項第（1）号、第（2）号を満たす者でなければならない。また、当社は、当社が必要と判断した場合、会員に対し、利用者について本規約第5条第（3）号に記載するいずれか2点の提示または写しの送付を求めることができ、会員はこれに応じるものとする。

第12条（会員のゲスト）

会員は、会議室を利用する場合、会員のゲストを会議室に招待することができる。ただし、招待できる会員のゲストは、会員および利用者と合わせて当社が定めた会議室の利用人数を超えない人数までとする。

第13条（権利の譲渡等の禁止）

会員は、本規約に従って利用者に利用させる場合を除き、本施設を利用する権利の全部または一部を第三者に譲渡または貸与等することはできないものとする。

第14条（入会金・事務手数料等）

会員は、当社に対し、以下に定める入会金・事務手数料等を、利用開始前までに支払う。

	料金（税込）
入会金	利用オフィスの月額利用料相当額
事務手数料	16,500 円
セキュリティカード発行手数料	1 枚あたり 5,500 円

2. 当該入会金・事務手数料等に預託金の性質はなく、理由の如何を問わず当社に帰属し、当社は本契約が終了した場合でも会員に対し返還する義務を負わないものとする。
3. 会員は、第1項に定める入会金・事務手数料等を、第15条第7項に定める方法により支払うもの

とする。

第15条（利用料金・支払い）

会員が支払う毎月の利用料金は、以下の合計額とする。

- (1) 利用オフィスの月額利用料金（ただし、定員を超える利用者が本施設等を利用する場合については、利用者1名につき、京都個人向けコワーキング利用規約記載の月額会員フルタイムプランのオフィス利用料金を加算した額とする。）
 - (2) 個室・会議室料金
 - (3) オプション料金
 - (4) 複合機利用料金
 - (5) 提携施設利用料金
2. 第1項第(1)号に定める月額利用料金は、利用オフィス区画毎の個別の利用料金とする。なお、1ヶ月未満の月額料金は日割り計算とする。また、毎月20日（20日が休日の場合は翌平日）に、翌月分の利用オフィスの月額利用料金およびオプション料金（オプション料金については、オプション利用希望者のみ）、ならびに既利用の個室・会議室料金、複合機利用料金、提携施設利用料金を支払うものとする。
3. 利用オフィスの月額利用料金には以下の料金が含まれるものとする。ただし、当社の定める関連諸規則において異なる定めがある場合にはこの限りではない。
- ① 利用に係る水道光熱費
 - ② 当社が設置した利用オフィス内の照明灯の維持（管球類の取替を含む。）に要する費用
 - ③ 利用オフィス内の清掃および一般ごみ（機密書類、産業廃棄物等は除く。）の廃棄に要する費用
 - ④ 定員数のラウンジ・カフェ・PHONEBOOTH等、他利用者と共有で使用できるスペース（以下「コワーキングスペース」という。）の利用料（別途有料サービスを利用した場合の費用は除く。）
 - ⑤ 商業または法人登記・住所利用に要する費用（メールボックス・宅配ボックスの利用を含む。）
4. 会員は、第1項に定める利用料金のほか、本施設利用に付随して新たに費用が発生した場合、その費用を負担するものとする。係る付随費用に関して当社は負担額の明細を事前に会員に提示するものとする。
5. 当社は、公租公課の増減、維持管理費の増加、諸物価、その他経済事情の著しい変動により利用料金の金額が不相応となったときは、第1項の利用料金を改定することができ、会員はこれにつきあらかじめ承諾する。
6. 会員は第14条に定める入会金・事務手数料等ならびに第1項に定める利用料金および付随費用に係る消費税・地方消費税等の諸税を負担し、これらの費用に加算して当社に支払う。また、これらの費用の支払いに要する手数料は会員の負担とする。
7. 会員は、利用料金、付随費用等について、当社が発行する請求書に記載の銀行口座に振り込む方法、または会員名義のクレジットカードにより決済する方法によって支払う。当社は当該振込または決済をもって料金を領収したものと認め、領収書は発行しない（ただし、クレジットカード決済の場合に限り当社が指定するWEBに掲載することにより領収証を交付する。）。何らかの理由で支払いが遅延した場合は、会員は、速やかに当社の指定する支払い方法により支払いを完了させるものとする。

る。また、その際の振込手数料等は会員の負担とする。

8. 会員は、本契約に関する金銭債務についてその支払いを遅延したときは、年 14.6%の割合（365 日割計算）による遅延損害金を当社に支払うこととする。
9. 個室・会議室料金は以下のとおりとする。なお、予約時間は最小 15 分単位で指定できるものとし、実際の利用の有無にかかわらず予約時間に応じて以下の料金を支払うこととする。

	個室料金（税込）	会議室料金（税込）
京都店	KK01,02,06,07 165 円/15 分	MEETING ROOM 01 797.5 円/15 分
	KK03～05 0 円/15 分	MEETING ROOM 02 577.5 円/15 分
	BK01～03 0 円/15 分	

10. オプション料金は以下のとおりとする。

	オプション料金（税込）
ロッカー利用 ※日割り計算は行わない	月 2,200 円

11. 複合機利用料金は以下のとおりとする。

印刷 有料（カラー16 円/枚、白黒 11 円/枚）※いずれも税込

12. 提携施設の利用料金は（別紙 1）の記載の通りとする。

第 16 条（本施設の利用）

会員は、本施設において、会員が所有または占有する動産等（以下「私物等」という。）の管理を自己責任で行わなければならない。会員の私物等に紛失、盗難、破損または汚染等の損害が生じて、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切その責任を負わない。

2. 会員は、利用可能日・時間帯内に限り、当社が定める方法により事前に利用予約をすることで、第 15 条第 9 項に定める個室・会議室を利用することができる。
3. 会議室は 1 契約につき毎月 10 時間分まで無料で利用することができる。なお、会議室の利用可能人数は 6 名までとする。
4. 会員は、各施設の入退室の際、セキュリティカードまたは本施設の入退館にかかる情報を付与された電子カード（以下「非接触型 IC カード」という。）を出入口にある認証装置にかざし認証させることにより、館内に入室および退室しなければならない。また、契約した利用オフィスへの入室時も同様とする。
5. コワーキングスペースおよび利用オフィスに会員のゲストを招待して会議、打合せ等を行うことはできないものとする。
6. コーヒーメーカー、湯沸器、電子レンジ、コンロ、トースター等の調理器具類、サーバ機器、ヒータ

一、電気ストーブ等の暖房器具類の持ち込みはできない。その他の利用については、事前に当社の書面による同意を得た上で持ち込むことができる

7. 法人契約の場合、本施設出入口の当社が指定する場所に、当社が定める方法および当社が認める範囲で、社名を掲示することができる。
8. 本施設内では無線 LAN または利用オフィス毎に設置する有線 LAN 利用することとし、会員自身の無線 LAN 機器を本施設内に持ち込むことはできない。

第17条（善管注意義務）

会員ならびに利用者は、利用オフィスの他、コワーキングスペースおよび本施設の共同使用部分（玄関・階段・廊下・トイレ等）を、本規約その他関連諸規則に基づき、他の利用者と共同して善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。

2. 会員は、会員のゲストに対しても、前項の各場所の使用について、前項で定める義務を遵守させなければならない。

第18条（ロッカー・複合機）

ロッカー、複合機は、会員の責任の下で利用するものとし、利用時に会員に発生した不利益に関して、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は責任を負わない。ロッカー、複合機利用における不正利用が発覚した際は、会員の資格停止もしくは除名処分とし、不正な利用に対する法的措置を取ることがあることを会員はあらかじめ承諾する。

2. 当社は調査、保全、衛生、防犯、防災、救護その他必要がある場合には、事前に会員に通知の上、ロッカーを開け、これを点検し、必要があれば会員に対し適当な措置を求め、または当社がその措置を講ずることができるものとする。

第19条（メールボックス・宅配ボックス）

会員は、当社から明示された本施設住所ならびに契約締結時の会員名義宛に届く郵送物等について、当社が本施設出入口に設置し、管理しているメールボックス・宅配ボックスを、本施設等の利用可能日・時間帯の間、当社が認める範囲で利用することができる。

2. 会員宛の郵送物等は当社メールボックスで一時的に収受し、各会員のメールボックスに投函する。
3. 郵送物等の紛失および盗難等については、当社は一切の責任を負わない。
4. 会員は、当社が実施する郵送物等配布に係る業務において、当社が収受した会員宛の郵送物等および財産等が、犯罪による収益である疑いまたはそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意するものとする。
5. 前項に係る郵送物等および宛先が分からない郵送物等を当社が収受した場合、当社または関係行政庁等の判断により会員に無断で郵送物等の開封を行うことを、会員は事前に同意し、当社または関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととする。
6. 会員の本施設利用期間終了日（その終了原因は問わない）以降に届いた郵送物等は、宛先不明の郵送

物等として処分されることを承諾するものとする。

7. 宅配ボックスに郵送物等が投函され、7日間連続して放置されている場合、当社等が安全上のため、会員に無断で中の確認を行うことがあることを、会員はあらかじめ承諾するものとする。

第20条（商号等）

会員は、第6条第1項第（2）号の申込書に記載された（法人の）商号もしくは（個人事業主の）屋号または事前に当社による変更の承諾を受けた商号・屋号によってのみ、本施設を利用することができる。当社は、かかる変更の承諾がないにもかかわらず会員の商号・屋号が異なる場合、または事前に会員から当社に報告された変更の内容が本施設の利用に不適切と当社が判断した場合には、会員に対しなんらの催告を要せず本契約を解除することができる。

第21条（商業または法人登記）

会員は、本契約締結時において法人である場合には、契約期間中に限り、本建物所在地を会員の本店所在地として商業または法人登記できるものとする。

2. 前項に基づき商業または法人登記を行った後、以下の事項に変更があった場合には、会員は、速やかに当社に対し、その旨を書面にて報告しなければならない。

① 法人の代表者の住所・連絡先

② 法人の株主・社員（従業員を指さない。）・出資者等の構成員

③ 法人の事業内容

3. 会員が本契約締結時において法人ではなかった場合において、本契約締結後に法人を設立し、当該法人に本契約の契約上の地位および権利義務を承継させようとするときは、会員は当社に対して書面によりその旨を申し込むものとする。この申込みに対して、当社が書面により承諾した場合は、本契約の契約上の地位および権利義務は会員から当該法人に承継されるものとし、また、前各項が適用されるものとする。

第22条（印刷物および電子媒体への掲載）

会員は、本契約期間中に限り、当社から明示された本施設の住所および名称を、当社が認める範囲で、会員の業務の本拠地として、名刺を含むすべての印刷物またはホームページ等の電子媒体へ掲載することができる。

2. 会員は、本契約が終了した場合には、同契約終了日の翌日以降直ちに、会員のホームページの電子媒体に掲載された本施設の住所および名称を削除、変更しなければならない。
3. 会員は、本契約が終了した場合には、本施設の住所および名称を掲載した会員の名刺を含むすべての印刷物を破棄しなければならない、本契約終了日の翌日以降当該印刷物を使用してはならない。

第23条（本施設への立入り）

当社は、本施設等の使用状況の確認、イベント、セミナー等（以下「イベント等」という。）の開催または本施設等の保全、衛生、防犯等本建物の管理上の措置を講ずるための必要がある場合には、緊急の場合を除き、会員に事前に通知したうえで、当社指定の者（当社を含む。）を本施設に立入らせることができ、

会員はあらかじめこれを承諾する。

2. 前項記載の当社指定の者(当社を含む。)の立入り時に、当社の責に帰すことのできない事由により、会員所有の動産等に破損や紛失が発生した場合には、当社は一切の責任を負わないものとする。

第24条(利用可能日・時間帯)

本施設等の利用可能日・時間帯は、以下のとおりとする。なお、当社は、本施設等の利用可能日・時間帯を変更することがあり、その場合には、会員に事前に通知するものとする。また、全館停電、撮影やイベント等での貸し切りなどにより利用可能日・時間帯が変更もしくは利用中止になる場合には、当社は事前に周知するものとし、その他やむを得ない事由により、予告なく利用可能日・時間帯が変更もしくは利用中止となる可能性があることを、会員はあらかじめ承諾する。これらの場合において、会員は、利用料金の減額や補償等を請求することはできない。

利用可能日・時間帯	平日	0:00～翌0:00
	休日(土曜日、年末年始を含む)	0:00～翌0:00

2. 提携施設の利用可能日・時間帯は、(別紙1)に記載の通りとする。

第25条(本施設等の変更または廃止)

当社は、当社と本施設オーナーとの間に締結された賃貸借契約が終了または変更された場合、本施設の修繕、改修等を実施する場合等必要がある場合には、その裁量により、本施設等の全部または一部の利用の提供を中止または終了することができ、会員はあらかじめ承諾するものとする。また、その場合において、本施設等の利用の提供が終了されたときは、会員は、会員としての一切の権利(但し、当社等に対する債務を除く。)を失い、本施設等を会員として利用することができないものとする。

2. 当社等は、その裁量により、本施設等のレイアウトおよび設備等を変更することができ、会員は変更により本施設等の利用が制限され、もしくは変更となることをあらかじめ承諾するものとする。
3. 本施設等の廃止、本施設等の変更、会員向けサービスの廃止や変更等によって会員に損害が生じた場合であっても、当社等の債務不履行または不法行為に該当する場合を除き、当社等は損害賠償等一切の責任を負わないものとする。

第26条(禁止事項)

会員ならびに利用者は次に掲げる行為をしてはならない。また、提携施設の利用にあたり、提携施設の運営事業者が別途定める禁止事項についても行ってはならない。但し、事前に書面により当社の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 本施設内の会員または利用者以外の立入禁止区域内に第三者をして侵入させること
- (2) 本施設内に会員または利用者不在で第三者をして侵入すること、させること
- (3) 理由の如何を問わず利用オフィスを利用者名簿に記載のない者に利用・専有させること
- (4) 本施設の利用権の一部もしくは全部を譲渡し、または担保の用に供すること
- (5) 利用オフィスの一部もしくは全部を他人の事務所等に使用し、第三者をして利用オフィスを継続的に利用させ、もしくは第三者名義の在席表示をすること。ただし、甲による事前の書面による承諾を得て、利用者と資本関係、役員関係および業務関係のある法人の役員もしくは従業員または業務

関係のある個人に利用等させる場合はこの限りではない。

- (6) 本施設内に汚物・爆発物・引火の恐れのあるもの、その他危険物を持ち込むこと
- (7) 本施設内に他の利用者に悪影響を及ぼす物品、異臭・悪臭を発する物品、または水分や高温を発する物品を持ち込むこと
- (8) 本施設内に禁制品その他法令上所持を禁止されたものを持ち込むこと。なお、使用者が法令上、特別に所持・取扱を許可されている場合も同様とする
- (9) 本施設内に動物を侵入させること、または、本施設内で動物を飼育し、もしくは植物を栽培すること
- (10) 騒音・振動・ゴミ等で近隣ならびに他の利用者に迷惑をかけること
- (11) 本施設内、建物、その周辺に自動車・自動二輪車・自転車等を放置、無断駐車、停車すること
- (12) 本施設内にて宿泊、居住もしくはそれに類似した行為を行うこと
- (13) 本施設内の水回り施設（トイレや洗面など）を清潔に使用しないこと。また、配管を詰まらせる、腐食させるおそれがあるものを流すこと
- (14) 会員不在時に本施設内の座席、またはブースを荷物等で規定時間を超えて占有すること
- (15) 本施設内にて定められた場所以外で食事を行うこと
- (16) 本施設内にて飲酒を行うこと、または酒気を帯びて本施設に入館すること
- (17) 本施設内または本建物、その周辺の禁煙エリアにて喫煙（電子タバコ含む）すること
- (18) 本施設内にて大声または長時間の電話、ならびに度重なる営業電話を行うこと
- (19) 本施設内にてほかの会員に必要以上の声掛け、勧誘、集中を妨げる行為を行うこと
- (20) 本施設内にて風俗関係事業、アダルトサイト・出会い系サイトの運営等、マルチ商法、情報商材の宣伝・販売等、ギャンブル、政治活動、宗教活動、暴力団活動等迷惑な営業行為を行うこと
- (21) 本施設内にて公序良俗に反する行為、風紀・品位に欠く行為を行うこと。なお、風紀・品位を欠く行為とは、体に刺青やタトゥーがある、または入れる、見せる行為を含む
- (22) 本施設内の備品の変更・仕様の変更・改装を行うこと
- (23) 本施設内の備品・設備・仕様の窃盗、転売行為を行うこと
- (24) 本施設内にて垂れ幕、旗、ポスター、看板等の掲示を行うこと
- (25) 本建物の館内規則ならびにその他諸規則に違反する行為を行うこと
- (26) 感染症拡大防止、その他公衆衛生の見地から、不適切と当社が判断する行為を行うこと
- (27) 本施設内で他の利用者に不快感や不安を覚えさせる行為または当社が不適切と判断する行為や迷惑行為を行うこと
- (28) その他、本規約および関連諸規則に違反する行為

第27条（清掃・ゴミの処理）

会員は、本施設において自らのゴミの処理を行う場合、法令等ならびに本規約および関連諸規則において認められた範囲・方法のみにより行うこととし、これに違反した場合、その処分等のために生じた実費、出張費用等ならびにその他の損害を賠償するものとする。

- 2. 各利用オフィス内の清掃については、当社等が行うこととする。なお、当社または当社等が各利用オフィス内で行う清掃により生じた会員および利用者の私物等の紛失・遺失について、当社等は当社等

の責めに帰すべき事由がない限り一切の責任を負わないものとする。

第28条（私物等の管理）

私物等が本施設内に一定時間放置された場合または当該私物が放置されたことにより他の利用者の迷惑になると当社が判断した場合は、当社は、当該私物等（以下「放置物」という。）を他の場所に移動させ、発見日を含めて7日間別の場所にて保管することができる。その後、放置物のうち貴重品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については処分することができるものとする。

2. 前項にかかわらず、放置物が飲食物または雑誌であった場合、当社はこれらを即日処分することができるものとする。
3. 会員は前各項の処置について異議なく承諾するものとし、その処分等のために生じた実費、出張費用等ならびにその他の損害を賠償するものとする。

第29条（契約解除・除名）

当社は、会員が以下のいずれかに該当したときは何等の通告または催告をすることなく、直ちに本契約を終了、解除できるものとする。

- (1) 会員が、利用料金その他本規約等に基づき発生した諸債務の支払を期日までに支払わず、支払いを催告したにもかかわらず所定の期日から1か月以上遅延した場合
 - (2) 会員が、当社に無断で、連絡先として登録した住所から転居もしくは移転し、または、電話番号およびメールアドレスを変更したため当社等からの連絡手段がない場合
 - (3) 本規約に違反し、催告しても是正しない場合
 - (4) 会員が、当社等の信用を著しく失墜させる行為をした場合
 - (5) 会員が、本施設または本建物内の設備ないし備品を汚損、破損もしくは滅失させ、修繕費用等の支払を行わない場合または当該汚損、破損もしくは滅失の程度が著しい場合
 - (6) 会員が、当社へ提出する情報、届出に虚偽があることが判明した場合
 - (7) 会員が、振出、引受ないし保証した手形、小切手について1回でも不渡りがあった場合
 - (8) 会員が、第三者から仮差押え、差押え、仮処分、強制執行等を受けた場合
 - (9) 会員について、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があった場合
 - (10) 会員の信用が著しく失墜したと当社が認めた場合
 - (11) 会員が、監督官庁より営業停止または免許もしくは登録の取り消し処分を受けた場合
 - (12) 会員が、成年被後見人、被保佐人の認定を受けた場合
 - (13) 会員が、禁固刑以上の刑事罰を受けた場合
 - (14) 会員が、その他当社との契約に違反した場合
 - (15) 会員が、提携施設の利用規約等に違反し、当社が提携施設の運営事業者等からクレームを受けた場合
2. 上記における施設利用の終了、解除があり、当社に損害が発生した場合は、会員は当社に対し、合理的な範囲内で当社等が定める損害賠償額を支払うものとする。
 3. 当社の解除権行使の如何が、損害賠償請求を妨げることはない。
 4. 会員は、事由または名目の如何を問わず、当社に対し、立退料、移転料、造作買取請求、有益費用、

必要費用償還請求等の一切の請求をすることはできない。

5. 第1項記載の事由により契約を終了、解除する場合、会員が支払済みの利用料金の返還は行わないものとし、未払いの使用料等の支払債務についても消滅しないものとする。
6. 第1項記載の事由により契約を終了、解錠する場合、会員は当社に生じた損害の全てを賠償するものとする。
7. 前項の定めは、会員に破産、会社更生手続および民事再生手続(本契約締結後に改定もしくは制定された法的倒産手続を含む)等の申立て原因が生じたことに起因し、破産管財人等が本契約を解除した場合の当社から破産管財人(破産財団)等に対する請求の際に準用する。

第30条(明け渡しおよび退去時清掃)

会員は、退去時、または本施設内の他の利用オフィスに移転する場合、平米あたり6,600円(税込)の室内清掃料を当社が定める方法により支払うものとする。ただし、室内清掃料の支払の如何に関わらず、当社は、通常の損耗以上に修理や修繕の必要があると判断した場合、追加料金を請求する場合があります、会員はあらかじめこれを承諾し、請求に応じることとする。

2. 会員は、本契約の終了に際し、会員の責任と負担において、利用オフィスについて以下各号の事項をすべて実施のうえ、利用オフィスを本契約終了日までに明け渡して返還しなければならない。
 - ① 会員が設置した物品等を撤去すること。
 - ② 貸与された鍵およびセキュリティカードをすべて返還すること。

第1項に定める修理・修繕にかかる工事・クリーニングは、当社または当社の指定する者がこれを行い、その費用は会員が負担するものとする。

3. 会員は、明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の金員の請求を当社に対し行わないものとする。
4. 本契約終了時に利用オフィス内または本建物内に残置された物品等があるときは、当社は、会員がその所有権を放棄したものとみなしてこれを任意に撤去・処分することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとする。この場合、当社は撤去・処分に要した費用を会員に請求することができるものとする。
5. 会員が本契約終了日までに明け渡しを行わず、利用オフィスの使用を継続する場合には、会員は当社に対し、本契約終了日の翌日から明け渡し完了するまで、第15条第1項の利用オフィスの月額利用料金(日割計算)の2倍相当額および本施設利用に付随して発生した費用(以下「損害金」という。)を支払うものとする。また、明け渡し遅延により当社が損害を被った場合は、会員は、損害金に加え当該損害を賠償しなければならない。
6. 前号の定めに加え当社の再三の要求にもかかわらず会員が明け渡しに応じない場合、当社は本施設内への会員および利用者の立ち入りを阻止できるものとする。この場合、会員が被った被害について当社は何等の責も負わない。
7. 会員は、本契約終了後、直ちに本施設住所を自己の本店住所および支店所在地として使用している場合はその使用を停止し、商業または法人登記簿に記載の際は契約終了日の翌日から1週間以内に変更登記手続きを行い、同登記手続完了後1週間以内に、登記完了後の履歴事項全部証明書を当社に提出しなければならない。

8. 前項の商業または法人登記において、期間内に変更登記手続を行わなかった場合、会員は当社に対し、本契約終了日の翌日から本店所在地変更登記完了日までの第15条第1項の利用オフィスの月額利用料相当額（日割計算）（以下、本項において「違約金」という。）を支払うものとする。また、本店所在地変更登記完了の遅延により当社が損害を被った場合は、会員は、違約金に加え当該損害を賠償しなければならない。

第31条（損害賠償）

会員またはその関係者が本規約および関連諸規則に違反したことにより、本施設、本建物の共用部および付属品等に損害を与えたとき、その他当社に損害を与えたときは、会員が自己の責任と負担において、その損害を当社に対し賠償しなければならない。

2. 会員またはその関係者が、自らの責に帰すべき事由によって、当社以外の第三者（他の利用者ならびに提携施設の運営事業者など）に対し損害を与えた場合には、会員は直ちにその旨を当社等に通知し、第三者に対しその損害を賠償する責を負うものとする。

第32条（免責事項）

当社は、次の各号の事由により会員が被った損害について、その責任を負わない。そのため、会員は、次の各号の事由により被る損害に備え、会員の責任において保険の手配をすることとする。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災暴徒または盗難その他本施設の利用に起因または関連して生じた損害で当社の責に帰すことのできない事由によって生じたもの
- (2) 当社の責に帰すべき事由がなく、本施設および提携施設の他の利用者およびその他の第三者によって被った損害
- (3) 当社が本施設の造作および設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い、当社の責に帰すべき事由によらずに生じた損害
- (4) 当社の責に帰すべき事由がなく、IT インフラ等通信設備機器やその他設備機器の不調や破壊および故障による損害およびハッキングやコンピューターウィルスの侵入によって生じた損害

第33条（セキュリティカメラ）

会員は、本施設におけるセキュリティカメラに関する次の各号の事項について、あらかじめ同意するものとする。

- (1) 当社が本施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置すること。
- (2) セキュリティカメラで撮影された映像（以下「撮影データ」という。）は一定期間、当社の業務委託先のサーバーに保存されること。
- (3) 会員は、当社による当該セキュリティカメラによる監視、撮影、撮影データの保存、次号の目的に限定した撮影データの利用および持ち出しを拒否しないこと。
- (4) 当社は本規約の違反、盗難、火災等の事実や原因等の確認および警察等の行政機関が行う犯罪捜査に協力する目的以外の目的において、会員の事前承諾なく、撮影データを持ち出しもしくは利用しないこと。

第34条（本施設運営の代行）

当社は、本施設の運営に関する業務の全部または一部を、当社が適当と認める者に委託することができる。

第35条（契約の失効）

天災地変、その他当社の責に帰すべからざる事由により、建物が滅失し、または建物、本施設が効用を失ったときは、本施設利用の権利、契約は当然に失効する。但し、会員が当社に対して既に負っている未払いの利用料金等の支払債務は消滅しない。

2. 当社と本施設オーナーとの間に締結された賃貸借契約が終了した場合には、その終了原因を問わず、本契約も終了するものとする。この場合、当社は、会員に対し、当該賃貸借契約が終了する旨を可能な限り事前に通知するものとする。

第36条（個人情報保護）

当社は、保有する個人情報を、当社がWEBに掲載する「個人情報の取扱いに関する基本方針」にしたがって管理することとする。

2. 会員は、自己が当社に提供した個人情報が正確であることを保証する。当社は、当該情報が不正確であった場合に会員または第三者に生じる損害について一切責任を負わない。

第37条（守秘義務）

当社は、本契約の締結・履行を通じて知得した会員の営業秘密、個人情報および本契約の内容を第三者に開示または漏洩、公開しないものとする。ただし、当社は、本契約の内容および会員の個人情報を、本建物の所有者および貸主、業務委託先に対し、必要がある場合に限り開示できるものとする。

第38条（反社会勢力の排除）

会員は、当社に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとする。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるものでないこと。
2. 前項のほか、会員は、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことおよび今後も行おう予定がないことを表明し保証する。
 - (1) 本施設および提携施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (2) 自ら、または第三者を利用した、詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (3) 当社に対する業務妨害にあたる行為
 - (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - (6) 反社会的勢力をして会員の事業に関与させる行為
3. 当社は、会員が、前二項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告その他何らの手続き

を要することなく、当社と会員間の全ての契約を解除することができ、会員は、これに対し何ら異議を申し立てないものとする。

4. 当社は前項により会員が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わない。

5. 第3項により本施設の契約が解除された場合、会員は当社等が被った損害を賠償する責任を負う。

第39条（提携施設の利用について）

会員および利用者は（別紙1）に定める提携施設の利用ならびに利用に付帯するサービス（以下、提携施設とあわせて「提携サービス」と総称する。）を利用することができるものとする。

2. 会員および利用者は提携施設のうち会員及び利用者が利用することのできるスペース（以下、「提携スペース」という。）を利用する際に、提携サービスの利用規約その他の規定等を遵守し、提携施設の運営事業者および提携スペースの他の利用者に一切迷惑をかけないものとする

3. 会員および利用者が提携サービスの利用規約等に違反した場合において提携施設の運営事業者、他の利用者に損害が発生したときは、当社は一切その責任を負わないものとする。

4. 会員は利用者に対し、当社が会員に対して別途周知する提携施設の利用に関する規約等を、会員の責任と負担で遵守させるものとする。

第40条（当社等の地位の承継）

会員は、当社等が本契約に基づく自らの地位を第三者に譲渡し、承継させる場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

第41条（通知）

会員は、当社から会員に対してなされる全ての通知（法令等に基づく通知を含む。）は、原則としてWEBサイトまたは登録されたメールアドレス宛てに送信することによってなされることを承諾する。

第42条（裁判管轄）

本契約について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第43条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約に関して疑義が生じた事項について、当社および会員は互いに誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第44条（準拠法）

本契約および関連諸規則の解釈および履行に関する一切の事項の準拠法は日本国法とする。

第45条（利用期間開始までの扱い）

本契約締結後、利用開始日までの期間に当社、会員間に生じた事項についても、本規約の各条項の規定を準用するものとする。

2. 当社または会員は、本契約締結後、利用開始日前に自らの事情により本契約を解約した場合、違約金として利用オフィスの月額利用料の3ヶ月分相当額を相手方に支払わなければならない。

第46条（有効期間）

本契約終了後も、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条、第44条および本条の規定は有効に存続するものとする。

以上

東京電力ホールディングス株式会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2-2

0120-502-945 SoloTime 事業責任者 佐藤 和之

2023年12月18日（第1版）

2024年2月8日（第2版）

2024年3月5日（第3版）

2025年3月18日（第4版）

2025年5月25日（第5版）

2025年7月1日（第6版）

(別紙 1)

SoloTime 提携施設^{*1}一覧表

2024 年3月5日時点

No .	シェアオフィス名称 (運営事業者)	HPアドレス	利用可能店舗・ 拠点	利用可能日・ 時間帯	利用時間・料金 * 2 *3	付帯サービス ^{*4}
1	STATION WORK (東日本旅客鉄道 株式会社)	https://www.st ationwork.jp/	東京都・神奈川 県・埼玉県・千葉 県を除くSTATION BOOTHの全て	平日 8:00～19:00 (土日祝日は除く) ^{*5}	提携先料金に準 ずる	Wi-Fi・モニター・ 電源
2	AOSHIMA PICNIC CLUB	https://aoshima picnicclub.com/ communityloun g	AOSHIMA PICNIC CLUB内 COMMUNITY LOUNGE	平日 9:00～18:00 土日祝 9:00～ 18:00	550円/時	Wi-Fi、電源
3						
4						
5						
6						

*1: 提携施設を新規に追加または利用を停止する場合、甲から乙に対して書面(電子メールおよびWEBサイトを含む)により利用開始日または利用停止日の7日前までに通知することとする。

*2: 登録管理料は発生しない。

*3: 対象施設のオフィス利用料金は利用者ごとに集計する。利用時間は店舗および1日ごとの集計とし、1 時間未満の端数は 15 分毎に切り上げて集計する。

*4: 付帯サービス利用には追加料金は発生しない。

*5: 一部の店舗・拠点によって利用時間が異なる。各店舗・拠点の利用時間は当社の指定するウェブサイトに掲載することとする。